平成２３年（フ）第３１４号
札幌市北区拓北７条２丁目９―11　エストラーダ106号竹田方、住民票上の住所札幌市北区太平10条４丁目５番７号
債務者　小山鈴美梨
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０８９号
札幌市北区拓北４条３丁目11番16号
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２４号
札幌市白石区東札幌１条６丁目４番３号　ベルヴィコート白石203号
債務者　阿部　政美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１９２号
札幌市手稲区稲穂４条３丁目８番８―101号
債務者　幅野　人美
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１７号
札幌市白石区東札幌６条５丁目１―30―403、住民票上の住所札幌市白石区栄通14丁目２番50―102号
債務者　山下　貴輝
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２５２号
札幌市東区中沼西４条１丁目６番12号　エトワール北都205号
債務者　遠藤妃奈子（旧姓向井・澤井）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３３号
札幌市豊平区平岸４条８丁目８番１号　平岸ハイム48Ｂ―206号
債務者　金野亜紀子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９８号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目１番12号　エコーハイツＡ
債務者　渡邉　光男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１０号
札幌市北区北38条西８丁目２番12号　長都マンション105号
債務者　富樫　俊夫
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１８号
札幌市中央区南７条西12丁目２番５―201号
債務者　田邑　博憲
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２３号
札幌市北区新琴似５条１丁目５番18号　メゾングランパス201号
債務者　佐々木裕司
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５３号
北海道恵庭市恵み野西３丁目４番11　メゾンセラピー101号
債務者　清野　　梓
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７０号
札幌市東区北34条東17丁目２番８号　エレガンスⅡ102号
債務者　金野　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７８号
北海道北広島市輪厚中央３丁目５番地６　左
債務者　林川　秀樹
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８９号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番10号　カメリアハイツＡ―102号
債務者　三木　美佳
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９８号
札幌市西区八軒６条東１丁目２番８号　６条ハイツ
債務者　西岡　利晃
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５０５号
札幌市中央区北２条西22丁目３番20―201号
債務者　中村不二男
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部